

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険給付の支払方法変更予告通知書

あなたの介護保険料は、別紙のとおり滞納となっています。お確かめのうえ、早急に最寄りの金融機関等で納付してください。

このまま介護保険料を滞納されますと、制度の運営に大きな支障を来すことから、**介護保険法第66条の規定に基づき保険給付の支払方法変更を行うこととなりますので予告します。**

支払方法が変更されますと、介護サービスを利用したとき、サービス事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収書を添えて介護保険から支払われるべき費用（7割～9割）を請求していただくよう、手続きが変わります。

なお、特別な事情により納付が困難な場合は、お問い合わせください。

※本状と行き違いに保険料を納付された場合は、あしからずご了承ください。

また、要介護認定等を受けていない方は、保険給付の支払方法変更の対象になりません。

この予定される処分について弁明があるときは、この処分が行われることを知った日の翌日から起算して20日以内に、介護・高齢福祉課へ弁明書を提出してください。
--

第3号様式（第4条、第6条関係）

年 月 日

様

春日井市長

印

弁明書の審査結果通知書

年 月 日付けで提出のありました弁明書については、審査の結果、次のとおりとなりましたので通知します。

件 名	
弁明要旨	
審査結果	
審査結果に至った理由	

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険給付の支払方法変更通知書

あなたの介護保険料は、先に「介護保険給付の支払方法変更予告通知書」においてお知らせしたところですが、未だ別紙のとおり滞納となっていますので、**介護保険法第66条の規定に基づき保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとします。**

つきましては、被保険者証に支払方法変更の記載を行いますので、速やかに介護・高齢福祉課まで被保険者証を提出してください。ただし、この通知書と同時に被保険者証を受け取った場合は、既に支払方法変更の記載が行われていますので、提出する必要はありません。

なお、滞納している保険料を完納した場合、滞納している保険料の額が著しく減少した場合又は災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに介護・高齢福祉課へ申請してください。

※ 本状と行き違いに保険料を納付された場合は、あしからずご了承ください。

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県庁内 電話番号（052）954-6288）に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも春日井市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険支払方法変更記載消除決定通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険支払方法変更記載消除については、審査の結果、決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を消除しますので、速やかに介護・高齢福祉課まで被保険者証を提出してください。

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険支払方法変更記載消除却下通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険支払方法変更記載消除については、次の理由により却下しましたので通知します。

却下理由

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県庁内 電話番号（052）954-6288）に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも春日井市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険給付の支払一時差止通知書

あなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、未だ介護保険料が別紙のとおり滞納となっていますので、**介護保険法第67条の規定に基づき保険給付の支払の一時差止をします。**

なお、滞納している保険料を完納した場合、滞納している保険料の額が著しく減少した場合又は災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに介護・高齢福祉課へ申請してください。

保険給付の支払の一時差止とは、保険給付の償還払いの申請があったときに、保険給付の全部又は一部について支払の一時差止を行うものです。

差止対象	介護サービス	
	給付額	円

※本状と行き違いに保険料を納付された場合は、あしからずご了承ください。

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県庁内 電話番号（052）954-6288）に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも春日井市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険滞納保険料控除通知書

年 月 日付で、あなたの介護保険給付の支払について一時差止を行い、その後も介護保険料の納付をお願いしてきたところですが、未だ滞納となっております。

このまま保険料を滞納されますと、制度の運営に大きな支障を来すことから、**介護保険法第67条の規定に基づき、次のとおり一時差止に係る保険給付費から滞納保険料額を控除することとしたので通知します。**

[一時差止に係る保険給付費]

[控除する滞納保険料額]

利用月	介護サービスの種類	給付額	年度	期別	納期限	保険料額
合計 (A)			合計 (B)			
滞納保険料控除後の保険給付費支給額 (A - B)						円

※ 本状と行き違いに保険料を納付された場合は、あしからずご了承ください。

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県庁内 電話番号 (052) 954-6288）に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも春日井市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険要介護認定等申請受理通知書

次の者に係る要介護認定等の申請を受理しましたので通知します。

なお、介護保険法第68条に規定する未納医療保険料等がある場合には、速やかに介護・高齢福祉課までお知らせください。

[要介護認定等の申請を行った者]

被 保 険 者	番 号	
	フリカゝナ	
	氏 名	
	住 所	
	性 別	
	申請の種類	
	申請年月日	

[加入している医療保険の状況]

保 険 者 の 名 称	
保 険 者 番 号	
被保険者証記号番号	

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険給付の支払一時差止予告通知書

あなたの医療保険料等は、別紙のとおり未納となっています。お確かめのうえ、早急に医療保険者へ確認し納付してください。

このまま医療保険料等の未納が続きますと、制度の運営に大きな支障を来すことから、**介護保険法第 6 8 条の規定に基づき保険給付の支払方法変更及び保険給付の支払の一時差止を行うこととなりますので予告します。**

「保険給付の支払方法変更」

介護サービスを利用したとき、サービス事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収書を添付して介護保険から支払われるべき費用（9割）の請求手続きをとっていただきます。

「保険給付の支払の一時差止」

介護保険から支払われるべき費用（9割）の全部又は一部について支払の一時差止を行うものです。

※本状と行き違いに保険料を納付された場合は、あしからずご了承ください。

また、要介護認定等を受けていない方は、保険給付の支払の一時差止の対象になりません。

この予定される処分について弁明があるときは、この処分が行われることを知った日の翌日から起算して 20 日以内に、介護・高齢福祉課へ弁明書を提出してください。

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険給付の支払一時差止通知書

あなたの医療保険料等は、先に「介護保険給付の支払一時差止予告通知書」においてお知らせしたところですが、別紙のとおり未納のままとなっていますので、**介護保険法第 68 条の規定に基づき保険給付の支払の一時差止をします。**

なお、未納となっている医療保険料等を完納した場合、未納となっている医療保険料等の額が著しく減少した場合又は災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに介護・高齢福祉課へ申請してください。

差止対象	介護サービス	
	給付額	円

※本状と行き違いに未納となっている医療保険料等を納付された場合は、あしからずご了承ください。

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 2 号 愛知県庁内 電話番号（052）954-6288）に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも春日井市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 12 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険保険給付差止記載消除決定通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険保険給付差止記載消除については、
審査の結果、決定しましたので通知します。

なお、保険給付差止の記載を消除しますので、速やかに介護・高齢福祉課まで被保
険者証を提出してください。

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険保険給付差止記載消除却下通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険保険給付差止記載消除については、次の理由により却下しましたので通知します。

却下理由

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県庁内 電話番号（052）954-6288）に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも春日井市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険給付の給付額減額等通知書

あなたは別紙の介護保険料を納付されていませんが、既に保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため、遡って支払っていただくことができません。

保険料を納めていない方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、**介護保険法第 69 条の規定により、被保険者証に給付額減額等の記載を行い、次のとおり保険給付上の措置を実施します。**

- (1) 介護給付等（居宅介護サービス計画費等及び高額介護サービス費等の支給を除く。）の減額を行うこと。
- (2) 高額介護サービス費等の支給を行わないこと。

なお、災害その他の特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに介護・高齢福祉課へ申請してください。

また、給付額減額期間が経過したときは、給付額減額等の記載を消除しますので、被保険者証を介護・高齢福祉課まで提出してください。

[給付額減額期間]

期 間	年 月 日～	年 月 日
-----	--------	-------

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 2 号 愛知県庁内 電話番号 (052) 954-6288）に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも春日井市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 15 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険給付額減額等記載消除決定通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険給付額減額等記載消除については、
審査の結果、決定しましたので通知します。

なお、給付額減額等の記載を消除しますので、速やかに介護・高齢福祉課まで被保
険者証を提出してください。

年 月 日

様

春日井市長

印

介護保険給付額減額等差止記載消除却下通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険給付額減額等差止記載消除については、次の理由により却下しましたので通知します。

却下理由

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県庁内 電話番号（052）954-6288）に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも春日井市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。